

# 愛媛県地域レジリエンス自立分散型エネルギー設備等導入業務 受託候補者選定に係るプロポーザル実施要領

## 1 目的

本事業は、地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設、又は業務継続計画により災害発生時に業務を維持するべき施設に、太陽光発電設備及び蓄電池設備等（以下、「設備」という）の導入により、公共施設における平時の温室効果ガスの排出抑制に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能を確保するため、設備設置施設への再生可能エネルギー由来電力の供給、運転管理及び維持管理を行うものである。

## 2 事業の内容

別紙「愛媛県地域レジリエンス自立分散型エネルギー設備等導入業務仕様書」（以下、「仕様書」という）のとおり。

## 3 プロポーザル方式により候補者を特定する理由

価格のみによる競争では目的を達成できない事業者が選定される恐れがあることから、専門的な知識・経験を有する事業者からの提案を受け評価し、候補者を特定することが重要であるため。

## 4 プロポーザル方式の方法及び理由

当該業務の実績を有する事業者は複数者おり、広く提案を受ける必要があることから公募型プロポーザル方式を採用する。

## 5 スケジュール（予定）

本募集等に係るスケジュールは下表のとおりとする。書類等の交付や受付等については、土日祝日を除く日の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。なお、下記スケジュールを変更する場合には、参加表明者に対して連絡を行う。

	内容	予定日
1	募集要領公表	令和 4 年 5 月 9 日（月）
2	質問書の提出期限	5 月 13 日（金）
3	質問に対する回答期日	5 月 18 日（水）
4	参加表明書等提出期限	5 月 20 日（金）
5	参加資格結果通知	5 月 24 日（火）
6	企画提案書等提出期限	5 月 31 日（火）
7	プレゼンテーション審査の実施	6 月上旬
8	審査結果通知・公表	6 月上旬

## 6 参加資格・参加申し込み方法等

### (1) 参加資格

本事業の参加者は参加意向表明書（様式第1号）提出時点で次の資格要件をすべて満たさなければならない。

- ① 令和2～4年度愛媛県競争入札参加資格者名簿に登載されている者又は契約の締結までに登録を得る見込みの者であること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定（一般競争入札参加者の資格）のいずれにも該当しない者であること。
- ③ 国または地方自治体から競争入札の参加資格停止を受けていない者であること。
- ④ 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て及び破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑦ 日本国内に本社又は支社を有し、専門技術者等の十分な業務遂行能力及び適切な執行体制を有している法人とする。
- ⑧ 提案者は単独法人であること。ただし、当該業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることを妨げるものではない。

### (2) 参加表明書等の提出

企画提案を行おうとする者は、下記書類を提出すること。

なお、オ～キの書類については、愛媛県競争入札参加資格名簿に登載されていない場合に限る。

#### ① 提出書類

ア 参加意向表明書（様式第1号）

イ 会社概要書（様式第2号）

会社パンフレットを1部添付すること

ウ 関連業務実績概要書（様式第3号） 3枚以内

過去に実施した公共施設等への再生可能エネルギー設備の設置実績を記載すること。

エ 業務実施体制概要書（様式第4号）

本業務に従事予定の総括責任者、担当者などを記載

オ 登記事項証明書（写し可）

カ 印鑑証明書（写し可）

キ 誓約書（様式第5号）

② 提出部数 各5部（※パンフレットは、1部）

③ 提出期限 令和4年5月20日（金）

④ 提出方法 「15 問い合わせ・提出先」に直接持参又は郵送

ア 受付は、月曜日から金曜日（祝日除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

イ 郵送で提出する場合は、配達証明書等送付を証明する手段にて提出期限までに必着で提出すること。

### (3) 参加申込の結果

参加資格の確認結果については、令和4年5月24日（火）までに通知する。

## 7 資格の確認等

県は、参加表明書の提出があった時は、「6（1）参加資格」に定める要件について確認し、その結果を次の期日に当該参加表明書を提出した者に通知する。プロポーザル審査の詳細の日時等は、参加資格結果通知時に指定する。

### 【参加資格結果通知】

(1) 通知期日 令和4年5月24日（火）

(2) 通知方法 電子メールで連絡後、郵送で通知書を送付

## 8 企画提案書

### (1) 企画提案書の内容

提案は、次の項目について行うこと。また、仕様書【別表】「県防災拠点への設備導入候補施設一覧」に記載の施設（以下、「モデル施設」という。）を対象とし、検討にあたっては同表記載の太陽光発電設備の最大設置可能面積及び年間電力使用量を参考にすること。なお、提案の内容は「仕様書」の内容を踏まえたものであること。また、所定の様式に記載すること。

#### ① 技術提案

##### ア 導入設備の内容

導入設備及びその容量等を具体的、かつわかりやすく記載すること。

##### イ モデル施設における太陽光発電設備及び蓄電池の設置容量並びに温室効果ガス排出削減量

※温室効果ガス排出量削減量の算定にあたっては、係数は0.45kgCO<sub>2</sub>/kWhを用いること。

##### ウ 災害等、非常時の利用方法等

##### エ 愛媛県の特徴や本事業を充実させるための独自提案（県内の温室効果ガス排出削減に寄与する提案等）。

#### ② 実施体制

##### ア 実施体制、設備導入工程表、事業フロー及び運転期間における維持管理等のスケジュール

##### イ 県内業者の活用計画

##### ウ 運転中のメンテナンス計画及び実施体制など

##### エ 事業実施中に発生するリスクへの対応

「仕様書【別紙】予想されるリスクと責任分担表」に係る対応など

##### オ 事業実施に関する保証

設備の導入、運転期間中、撤去までに係るすべての保証

#### ③ 経営実績

##### ア 経常利益

##### イ 運営実績

過去の類似する太陽光発電設備施工実績（国及び地方自治体一覧及び現在実施中の

工事を含む。施工実績と工事中のものは分けること。)

④ 電気料金

電気料金の概算単価

運転期間中におけるモデル施設での県の負担（現行の総額料金との比較・運転期間最長 20 年間分の電気料金シミュレーション等、国補助金を合わせた額等も入れた場合の算出根拠を含む。）

(2) 提出書類

下記、①～⑥からなる企画提案書類を提出すること。

① 企画提案書（様式第 6 号）

提案内容は様式自由。作成にあたっては、項番 8（1）企画提案書の内容の順番とすること。

② 事業実施体制図

代表事業者名、構成関連事業者名を示し、それぞれの事業者の関係や役割分担を示したもの。

③ 事業報告書（直近事業年度）

（事業内容が分かるカタログやパンフレット等でも可）

④ 法人登記事項証明書（原本）（履歴事項全部証明書：3 か月以内のもの）

⑤ 貸借対照表及び損益計算書（直近 3 年分）

(3) 提出期限 令和 4 年 5 月 31 日（火）

(4) 提出部数

① 上記（2）の書類 正本 1 部 副本 1 部（写し可）

② 上記（2）のデータを保存した電子媒体（CD-R） 1 部

③ 上記（2）の「① 企画提案書」の提案内容のカラー写し 6 部

(5) 提出方法 「15 問い合わせ・提出先」に直接持参又は郵送（宅急便等も可）

※受付は、月曜日から金曜日（祝日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

(6) 留意事項

提案書の作成にあたっては、次の事項に留意すること。

① 提案は文書で簡潔に記載すること。

② 文書を補完するためのイメージ図・イラスト等の活用は可とする。

③ 文字は注記等を除き原則として 10 ポイント以上の大きさとする。

④ 多色刷りは可とするが、見やすさに配慮すること。

⑤ 様式第 6 号について、1 ページに収まらない場合は、複数ページにわたることも可とする。

## 9 プレゼンテーション及びヒアリング

県は応募資格要件について書類審査を行い、全ての応募者に対し、企画提案書に記載の電子メールアドレスに結果を通知する。その後、書類審査通過者による企画提案書類についてのプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

また、プレゼンテーション及びヒアリングに際しては事前に書面により事業者に質問を行うことがあるため、その際は書面により回答すること。

- (1) 日時・場所 令和4年6月上旬 ※詳細な日時、場所については、別途通知する。
- (2) 手法 企画提案書に沿ったプレゼンテーション  
 ※プレゼンテーションについては、企画提案書に基づき行い、追加資料等は用いないこと。
- (3) 所要時間 30分間程度  
 ※15分間以内のプレゼンテーション及び15分間程度の質疑応答とする。
- (4) 出席者数 3名以内  
 ※感染症拡大防止の観点から、状況に応じてプレゼンテーションをオンライン審査に変更する場合がある。変更する場合には、令和4年5月26日（木）までに別途通知する。

## 10 評価方法及び評価基準

本プロポーザルについては、県が設置する審査委員会が以下の項目を総合的に審査・評価し、業務に最も適した提案を行ったと認められる者を選定する。ただし、合計点数に同一の参加事業者が複数いた場合には各評価項目の評価点の合計が高い者を受託候補者とする。なお、審査結果は、すべての提案者に対して個別に文書で通知する。また、募集情報のホームページにおいて結果を公表する。

企画提案を評価する基準は、概ね下表のとおり。

No	評価項目	評価内容
1	技術提案	(1) 導入設備の内容等 ア 技術提案に具体性・妥当性があるか。また、設備容量に具体的な提案があるか イ 二酸化炭素排出量の削減効果が高いか。 ウ 災害等、非常時利用の内容が充実しているか (2) 愛媛県の特性を生かした独自提案 具体的で実現性を踏まえた提案となっているか
2	実施体制	(1) 工事遂行能力の確保 無理のない実施体制、スケジュール等となっているか (2) 県内業者の活用 県内業者を活用する提案となっているか (3) 業務遂行能力の確保 無理のないメンテナンス計画、実施体制等となっているか (4) 事業実施中のリスクに対する対応 事業実施中に発生するリスクについて、対応できる提案となっているか (5) 事業実施に係る保証 設備の導入、運転期間中、撤去まで対応できる提案となっているか (6) 長期契約における事業継続性についての保証 長期間（最長20年間）の事業期間に対し、事業継続を保証で

		きる提案となっているか
3	経営実績	(1) 経常利益 ア 過去3年のうち経常利益が黒字である年数 イ 過去3年の自己資本比率 (2) 運営実績 過去の類似する太陽光発電設備施工実績 (国・地方自治体一覧、現在実施中の工事を含む)
4	電気料金	(1) 電気料金の概算単価 モデル施設における電気料金の試算に基づき、電気料金がどの程度削減されるか又は電気料金のサービス単価の算出方法を提示する

## 11 質問書の提出

質疑がある場合は、質問書（様式第7号）を提出すること。但し、質疑は本要領に付随して企画提案書等を作成する上で必要な事項に限る。

なお、口頭による質疑は受け付けない。

- (1) 受付期限 上記スケジュールのとおり
- (2) 提出先 愛媛県 県民環境部 環境局 環境政策課 温暖化対策グループ
- (3) 提出方法 電子メール kankyou@pref.ehime.lg.jp
- (4) 提出期日 令和4年5月13日（金）

ア 提出のあった質問及びその回答は、当県のホームページで公表するものとし、口頭による個別対応は行わない。

イ この回答は、実施要項をはじめとする本プロポーザルに関する書類の記載事項追加または修正とみなす。回答に対する再質問は原則受け付けない。

## 12 失格要件

次のいずれかの事項に該当する者は、失格とする。

- (1) 参加者の資格要件を満たしていない者
- (2) 企画提案書を提出期限までに提出しなかった者
- (3) プレゼンテーション審査に参加しなかった者
- (4) 提出書類に故意に虚偽の記載をした者
- (5) 提出した企画提案書の内容が業務仕様書の水準を満たしていないことが明らかであると認められる者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、失格に相当する事由があると審査委員会の委員長が認める者

## 13 参加の辞退

- (1) 参加申し込み手続きを行ったものは、プレゼンテーション審査の実施までの間は、参加を辞退することができる。
- (2) 参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式第8号）を「15 問い合わせ・提出先」に直

接持参すること。

#### 14 その他注意事項

- (1) 本プロポーザルに参加するために要した一切の費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出されたすべての書類については、返却をしない。
- (3) 参加事業者が1者であっても、評価を行い、候補者として適当でないと認められる場合には、候補者と特定しないことがある。
- (4) 候補者と特定されたことをもって、契約締結が確定するわけではなく、仕様の協議により訂正・追加・削除を行い確定させた後、同者とサービス提供に関する1者随意契約を行い、契約書の取り交わしをもって契約成立となる。また、提案内容が全て仕様に盛り込まれるわけではないことに留意すること。
- (5) 本プロポーザルにおいて提出された提案書等の書類は、愛媛県情報公開条例（平成10年愛媛県条例第27号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。なお、開示については同条例第7条に基づき、個人情報や法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより権利競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについては開示対象外とする。
- (6) 事業において使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とする。また、計量単位は、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- (7) 企画提案書の提出後、本県の判断により補足資料を求めることがある。

#### 15 問い合わせ・提出先

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県庁 県民環境部 環境局 環境政策課 温暖化対策グループ

電話：089-912-2349 FAX:089-912-2344

Eメール：[kankyou@pref.ehime.lg.jp](mailto:kankyou@pref.ehime.lg.jp)

※事務所移転のため、令和4年5月30日（月）以降、所在地変更予定ですが、郵便物は上記住所地へ提出してください。

（移転先：松山市一番町四丁目2番 NTT愛媛ビル2棟4階）